

## ～成人男性の風しんの抗体検査・予防接種～ 令和7年3月31日まで無料で受けられる期間が延長されました



昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、第5期の定期接種として令和4年3月31日までの時限措置として実施してきた風しんの抗体検査および予防接種を3年間延長することになりました。対象の方には5月中にクーポン券を送付しています。ただし、過去に風しんの抗体検査を受検し十分な量の風しんの抗体があることが判明した方、または第5期の定期接種を受けた方には送付していません。

風しんは感染力が強い感染症でまれに重篤な合併症を併発することもあります。妊娠早期の妊婦が感染すると、出生児に眼や耳、心臓に障害が出る先天性風しん症候群が生じる可能性があるため、感染を拡大させないためにも積極的に抗体検査・予防接種を受けましょう。

【実施期間】 令和7年3月31日まで

【自己負担】 無料 ※5月中に送付されたクーポン券の提示が必ず必要です。

【抗体検査・予防接種の流れ】

1. 取り扱い医療機関へ予約、検査を実施  
※町内の医療機関を含む全国の医療機関で受けられます。厚生労働省HPに掲載されています。
2. 後日、結果を受け取り、風しん抗体価が不十分な場合、予防接種（MRワクチン）を接種  
※国保に加入の方は特定健診でも抗体検査を受検できます。  
※事業所健診での検査を希望される方は、各事業所の担当者に問い合わせしてください。

【抗体検査・予防接種の際の持ち物】

- クーポン券  本人確認書類（保険証や免許証など）
- 予防接種時には、風しん抗体検査の結果通知

問い合わせ先：健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

## 令和4年度 歯周病検診の助成

歯周病検診  
自己負担

540円

今年度対象の方には4月中に、はがきでお知らせしています。（※対象は下記参照）

【検診場所】 町内指定歯科医療機関（要予約）

【受診の手順】 ①健康福祉課 健康推進グループ（☎82-5541）へ申し込みしてください。  
②受診券が届きますので、各自で町内歯科医療機関に予約を入れてください。  
③受診券・健康保険証などを持参の上受診してください。

【実施期間】 令和5年3月31日まで（各歯科医療機関の診療日によります）

【対象者】 令和4年4月1日時点で40、50、60、70歳の方

【注意事項】 歯周病検診を受診できる回数は、年度内で1回となります。（2回目以降は対象外です）  
受診後、治療が必要となった場合の治療費は、自己負担となります。  
※6月4日～10日は、歯と口の健康週間です。この機会に歯と口の健康について考えてみませんか？検診対象の方は、ぜひ歯周病検診を受けましょう。

申し込み・問い合わせ先：健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

## 介護保険の負担限度額認定を受け付けます

介護保険要介護（支援）認定を受け、施設入所サービスおよび短期入所（ショートステイ）サービスを利用されている方の食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定について、令和4年8月以降分の申請を受け付けます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請は郵送でお願いしています。

利用者の負担区分は、本人および配偶者の課税・非課税年金収入や預貯金、有価証券などで判定します。

申請に必要な書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 預貯金等申告書
- ③ 同意書
- ④ 印鑑
- ⑤ 本人および配偶者名義のすべての通帳の写し ※金融機関、口座番号、口座名義、申請日の直近から2カ月前までの残高が確認できるもの（制度改正に伴い、すべての方が提出対象となります）
- ⑥ 非課税年金受給の方は「収入」と「種別」のわかる通知書

提出・問い合わせ先：高齢者介護課 介護保険グループ ☎82-5541



祝長寿 おめでとうございます 長谷川喜久雄さん (99)